

# 告示

## 埼玉県告示第千三十一号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、平成二十七年九月一日付で、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、公表する。

平成二十七年九月八日

埼玉県知事 上田清司

- 一 争議行為を行う労働組合  
別表に掲げる労働組合
- 二 事件  
職場環境改善要求等の件
- 三 日時  
平成二十七年九月十二日午前八時五十分から問題解決に至るまでの期間
- 四 場所  
別表に掲げる労働組合の組合員が従事する全職場又は一部の職場
- 五 概要  
組合員による争議行為を行う。

別表

労働組合名	執行委員長 等名	組合員が従事 する職場	所在地
国鉄高崎動力車連 帯労働組合	和田山 繁	JR高崎鉄道サ ービス株式会社 籠原事業所	埼玉県深谷市東方下原三千 七百八番地三
国鉄高崎動力車連 帯労働組合	和田山 繁	JR高崎鉄道サ ービス株式会社 熊谷事業所	埼玉県熊谷市筑波二丁目百 十二番地